

# 岡山県新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）の概要

---

# 県行動計画（素案）改訂のポイント

記載項目	現計画	改訂後計画
改訂	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成25（2013）年に改訂</li> <li>・平成30年（2018）年に一部改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>約10年ぶり、抜本改正</b></li> <li>・新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化</li> </ul>
対象疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型インフルエンザを主に想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症等も念頭に記載を充実</li> </ul>
平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 未発生期として定義</li> <li>・情報収集、情報提供・共有等について記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期として取組を充実</b></li> <li>・協定締結により医療提供体制や検査体制等を整備</li> <li>・个人防护具等の備蓄</li> <li>・人材育成を含めた具体的な体制整備</li> </ul>
対策項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 6項目</li> <li>①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥県民生活及び県民経済の安定の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>13項目に拡充</b></li> <li>①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、<b>リスクコミ</b>、⑤<b>水際対策</b>、⑥まん延防止、⑦<b>ワクチン</b>、⑧医療、⑨<b>治療薬・治療法</b>、⑩<b>検査</b>、⑪<b>保健</b>、⑫<b>物資</b>、⑬県民生活及び県民経済の安定の確保</li> <li>・新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実</li> <li>・約90ページ → 約150ページに拡充</li> </ul>
横断的視点	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>各分野の横断的取組として3つの視点が設定</b></li> <li>・人材育成、関係機関との連携、DXの推進</li> </ul>
複数の感染の波への対応	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 複数の感染の波への対応</li> <li>◆ <b>柔軟かつ機動的な対策の切替え</b></li> <li>・ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の緩和を明記</li> </ul>
実効性の確保	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実践的な訓練の実施</li> <li>◆ 実施状況の定期的なフォローアップと見直しを<b>明記</b></li> <li>◆ おおむね6年ごとの改訂</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なフォローアップ</li> </ul>	

# 県行動計画（素案）の概要

- ・ 現行の**岡山県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」）**は、新型コロナウイルス等対策特別措置法、新型コロナウイルス等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）に基づき、新型コロナウイルス等による感染症危機が発生した場合に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備の内容や感染症発生時の対策の選択肢を示すものとして、平成25(2013)年に改訂**（平成30（2018）年一部改訂）
- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、抜本的に改正された**政府行動計画に基づき県行動計画を改訂**
- ・ 県の総合調整等によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す
- ・ 県行動計画に沿った取組を推進するとともに、実効性を確保するため**定期的なフォローアップを行う**
- ・ 感染症法等に基づく計画等の見直し状況等を踏まえ、**計画をおおむね6年ごとに改訂**

## 《改訂のポイント》

### 1. 平時の準備の充実

- 平時から**実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善
- 医療機関等と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査体制の立ち上げ**を迅速に行う体制を確保
- 岡山県感染症対策委員会や感染症専門家等とのネットワークを活用した、**関係機関との連携体制、ネットワークの構築**
- **全庁的な対応が可能となる体制の整備**

### 2. 対策項目の拡充

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 対策項目を6項目から**13項目に拡充し、内容を精緻化**
- **医療や保健、検査等**の項目について、従前の県行動計画から対策を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理

### 3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症等も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理**
  - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

## 《横断的な3つの視点》

### I. 人材育成

- 平時から**中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要**
- ・ 国の研修等の活用による**専門性の高い人材の育成**
- ・ 全庁的な対応を想定した**訓練・研修の実施**により、**感染症危機管理人材の裾野を広げる**
- ・ **地域**での人材の確保・育成

### II. 関係機関との連携

- 感染症危機対応では**関係機関との連携が重要**
- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため、平時から**関係機関との連携体制、ネットワークの構築**
- ・ 平時から**意見交換**を行い、有事の対策に適切に反映
- ・ 関係機関と共同で**訓練**を実施し、連携体制を強化

### III. DXの推進

- DXの推進による**対応能力の強化が重要**
- ・ 保健所や医療機関等の**業務負担軽減**
- ・ 関係者間での**リアルタイムな情報共有**

## 《第1部》 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

### 第2章 県行動計画の策定と感染症危機対応

- ・県行動計画の策定
- ・新型コロナウイルス感染症対応での経験
- ・県行動計画改訂の目的

## 《第2部》 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- ・新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- ・新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- ・対策推進のための役割分担

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

- ・県行動計画における対策項目等

### 第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

- ・県行動計画等の実効性確保

## 《第3部》 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制（準備期・初動期・対応期）

（以下、第2章～第13章においても準備期、初動期、対応期に分けて記載）

### 第2章 情報収集・分析、第3章 サーベイランス、第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第5章 水際対策、第6章 まん延防止、第7章 ワクチン、第8章 医療、第9章 治療薬・治療法

### 第10章 検査、第11章 保健、第12章 物資、第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

## 感染症危機を取り巻く状況

- 地球規模での開発の進展が、未知のウイルス等の宿主となっている動物等との接触機会を拡大させ、**未知の感染症との接点を増大**させている。
- グローバル化が、各国との往来を飛躍的に拡大させ、未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして**世界中に拡散するおそれを増大**させている。
- 新型コロナウイルス感染症のように世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす新興感染症等の発生を正確に予知することも阻止することも困難であるため、**平時から感染症危機に備えた、万全な体制を整える**ことが重要である。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするために、
  - ・ 国、県、市町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生時における措置
  - ・ 新型インフルエンザ等**まん延防止等重点措置**、新型インフルエンザ等**緊急事態措置**等の特別の措置を定めたものである。（平成24年（2012年）4月制定）
- 対象は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである、
  - ① **新型インフルエンザ等感染症**
  - ② **指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）**
  - ③ **新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）**

## 県行動計画の策定

平成17（2005）年12月	「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定
平成24（2012）年3月	新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ改訂
平成25（2013）年10月	特措法7条第1項の規定に基づき、県行動計画を改訂

## 新型コロナウイルス感染症対応での経験

- 令和元（2019）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2（2020）年1月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。
- **令和2（2020）年3月、県内において初の感染者を確認し、その後も感染者の確認が続く中、特措法に基づく緊急事態措置の適用、医療提供体制の強化、まん延防止等重点措置の適用、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、**県全体の危機管理として新型コロナの対応**（以下「新型コロナ対応」という。）を行った。**
- 3年超にわたる新型コロナ対応は、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、県民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする**県民生活の安定にも大きな脅威となることを強く認識**する機会となった。
- 感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、**次なる感染症危機は将来必ず到来する**ものである。

## 県行動計画改訂の目的

- 令和6（2024）年7月2日に新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ全面改定された政府行動計画と同様に、**実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図る**ために行うものである。

### <<国の主な課題>>

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

### <<県の主な課題>> ～「新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の取組」（令和5（2023）年9月）～

- ・ 県民への不要不急の外出自粛の要請、県立学校の臨時休業、飲食店等に営業時間の短縮等の要請を行うなど、**県民生活や県民経済に大きな影響。**
- ・ 長引くコロナ禍において、県民・事業者に感染防止対策への理解が得られるよう、**タイムリーで分かりやすい情報提供が必要。**
- ・ **発生初期段階から、検査体制を早急に立ち上げ、医療提供体制を迅速に整備する必要。**感染拡大期には、各二次保健医療圏内で確保した病床を超える入院対象者が発生し、他の保健医療圏への入院調整を行う局面も。
- ・ 病床ひっ迫等を防ぐため、**早期から自宅・宿泊療養施設、高齢者施設等で療養する体制の整備が必要。**
- ・ **透析患者や妊婦は重症化リスクが高いものの、設備や人材が整った受入可能な医療機関が限定。**救急搬送困難事案が多発し、臨時医療施設が必要な局面も。
- ・ 高齢者施設等において感染者が発生した際、クラスター化しないよう**早期からの支援や感染拡大防止策のアドバイス等が必要。**
- ・ 感染者発生時には、療養区分の決定や医療機関等への移送などの患者対応だけでなく、濃厚接触者の特定、感染管理支援など一度に多くの業務が発生するため、**感染拡大期には、保健所業務がひっ迫。**
- ・ 疫学調査における統一フォーマットがなく、紙媒体で患者情報を管理することが多かったため、**情報管理の一元化や全県的な現状分析を行うことが困難。**
- ・ 医療機関での患者受入れや感染拡大防止を進めるために必要となる**人材の育成・確保が必要。**
- ・ **ワクチンの有効性や安全性について、科学的知見に基づいたわかりやすい情報を県民に提供したが、SNS等によってワクチンに関する様々な情報が拡散。**

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための**時間を確保**する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして**医療提供体制への負荷を軽減**するとともに、**医療提供体制の強化**を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、**治療が必要な患者が適切な医療を受けられる**ようにする。
- 適切な医療の提供により、**重症者数や死亡者数を減らす**。

（2）県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、**県民生活及び社会経済活動への影響を軽減**する。
- **県民生活及び県民経済の安定を確保**する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## <準備期> 新型インフルエンザ等発生前の段階

有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な

- ・ 訓練や人材育成
- ・ DXを活用した情報収集・分析とリスク評価の体制構築
- ・ 協定の締結による医療提供体制・検査体制等の整備

といった体制の構築・強化を重点的に行う。

## <初動期> 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

国内外における感染症情報の発生を探知して以降、

- ・ サーベイランス等による情報収集と、その分析を踏まえたリスク評価
- ・ 得られた知見に関する情報提供・共有
- ・ 双方向的なリスクコミュニケーション

といった取組を極めて迅速に行っていく。

## <対応期> 政府対策本部、県対策本部が設置され、国において基本的対処方針が策定されて以降

### ○封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 入院措置、外出自粛、施設の使用制限等、感染拡大抑制のための様々な対策を実施

### ○病原体の性状等に応じて対応する時期（感染の封じ込めが困難な場合）

- ・ 協定で確保している医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討

### ○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対策を柔軟かつ機動的に切替え）

- ・ まん延防止対策等の県民生活等に大きく影響を与える対策について、リスク評価に応じて縮小等の検討（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）

### ○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、病原性や感染性等が低下するなどにより、基本的な感染症対策（出口）に移行

## （1）平時の備えの整理や拡充

- 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- **関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善**
- 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
- 負担軽減や情報の有効活用、国と県、市町村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

## （2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- **可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え**
- 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- **状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え**
- 対策項目ごとの時期区分
- 県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

## （3）基本的人権の尊重

- 対策の実施に当たっては基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、県民の自由と権利に制限を加える場合は、**その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。**
- 感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、患者の受診行動を妨げる可能性があり、また、医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

## （4）危機管理としての特措法の性格

- 新型インフルエンザ等感染症等発生しても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の必要がないこともあり得ると考えられ、**どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。**

## （5）関係機関相互の連携協力の確保

- 政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部は、**相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進**する。
- 市町村から新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合、県は、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

## （6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

- 感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において**必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備**を行う。

## （7）感染症危機下の災害対応

- 国は、**平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等**を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村における**自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備**を進める。
- 県及び市町村は、国と連携し、**避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等**を速やかに行う。

## （8）記録の作成や保存

- 新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部及び市町村対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存し公表する。

# 対策推進のための役割分担① (第2部 第1章 第5節)

国	県
<ul style="list-style-type: none"> <li>発生時には、自ら新型インフルエンザ等対策を<b>的確かつ迅速に実施</b>し、<b>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援</b>する。</li> <li>発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。</li> <li>発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、<b>定期的な訓練等により対策の点検及び改善</b>に努める。</li> <li>発生時に、<b>政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進</b>する。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、<b>国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応</b>が求められる。</li> <li>平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、検査体制を構築する等、<b>医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備</b>を行う。</li> <li>感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</li> </ul>
市町村	医療機関
<p>○市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に最も近い行政単位であり、<b>住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、要配慮者への支援</b>に關し、<b>基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施</b>することが求められる。</li> <li>対策の実施に当たっては、<b>県や近隣の市町村と緊密な連携</b>を図る。</li> </ul> <p>○保健所設置市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法において、<b>まん延防止に關し、県に準じた役割を果たす</b>ことが求められる。</li> <li>保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行う。</li> <li>感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、<b>県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進</b>することが求められる。</li> <li>患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。</li> <li>発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、<b>県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣</b>を行う。</li> </ul>

# 対策推進のための役割分担② (第2部 第1章 第5節)

## 指定（地方）公共機関

- 発生した場合は、**特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務**を有する。

※特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に関連する事業者が指定されている。

## 登録事業者

- 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、**新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備**を積極的に行う。
- 発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 一般の事業者

- 発生時に備えて、**職場における感染対策**を行うことが求められる。
- 県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、**平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策**を行う。

## 県民

- 発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、**基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策**を実践するよう努める。
- 発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の**衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄**を行うよう努める。
- 発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得て、**感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策**を実施するよう努める。

対策項目	横断的視点
<p>①実施体制</p> <p>②情報収集・分析</p> <p>③サーベイランス</p> <p>④情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>⑤水際対策</p> <p>⑥まん延防止</p> <p>⑦ワクチン</p> <p>⑧医療</p> <p>⑨治療薬・治療法</p> <p>⑩検査</p> <p>⑪保健</p> <p>⑫物資</p>	<p>新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、行動計画の複数の対策項目に共通して考慮すべき3つの視点</p> <p><b>I. 人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。</li> <li>・ 特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、<b>より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成</b>を行い、人材の裾野を広める取組を行う。</li> <li>・ 専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには<b>現場においても活躍できる医師や看護師等の中核となる専門性の高い人材を育成、確保</b>する。</li> <li>・ 新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で対応できるように備える。</li> </ul> <p><b>II. 関係機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症への備えを万全とするため、国、市町村、医師会等の専門職能団体、医療機関、社会福祉施設、消防機関、JIHS等関係機関との連携体制を平時から構築する。</li> <li>・ データや情報の円滑な収集や共有・分析等を行うため、岡山県感染症対策委員会や感染症専門家等とのネットワークを活用し、<b>平時から関係機関との連携体制やネットワークの構築に努める</b>。</li> <li>・ 関係機関等に適切な情報提供・共有を行うため、国から提供される情報を適切に取り扱うことも重要である。</li> <li>・ 平時から関係機関との意見交換を進め、発生時に実施する対策に適切に反映する。</li> </ul> <p><b>III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進</b></p>
<p>⑬県民生活及び県民経済の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DXは、迅速な発生状況の把握や<b>関係者間でのリアルタイムな情報共有</b>を可能とし、<b>業務負担の軽減</b>や関係者の連携強化が期待できる。</li> <li>・ DX推進の取組として、国は、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けた検討を進めることとしており、県においても国と連携しつつ、取組を推進する。</li> </ul>

## （1）EBPMの考え方に基づく政策の推進

- 県行動計画の実効性を確保し、対応を万全とするため、対策の各取組をできる限り具体的かつ計画的に実施する。
- 平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する**EBPM(根拠に基づく政策立案)**の考え方に基づいて政策を実施する。

## （2）新型インフルエンザ等対策への備えの機運の維持

- 新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、日ごろからの備えと意識を高める取組を継続的に行う。
- 新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、**平時から備えを充実させる機運の維持**を図る。

## （3）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- 「**訓練でできないことは、実際もできない**」ため、訓練の実施により、平時の備えについて普段の点検や改善につなげる。

## （4）定期的なフォローアップと必要な見直し

- 定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生状況や対応状況、予防計画や保健医療計画を始めとする諸制度の見直し状況等も踏まえ、**おおむね6年ごとに県行動計画の改訂**について、検討を行い、所要の措置を講ずる。

## （5）市町村行動計画

- 県行動計画の改訂を踏まえ、市町村においても行動計画の見直しを行う。
- 見直しに当たって、**市町村との連携**を深めるため、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。

## （6）指定（地方）公共機関業務計画

- 新型コロナウイルス対応を振り返りつつ、備えを万全にするため、確実な業務継続に必要な取組を検討し、**DX**の推進、テレワークの普及状況等も踏まえつつ業務計画の必要な見直しを行う。

# 各対策項目（13項目）の主な取組（第3部）

<p><b>①実施体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、市町村、医師会等の専門職能団体、医療機関、社会福祉機関、消防機関等の<b>多様な主体と相互に連携し</b>、実効的な対策を講じる体制を確保</li> <li>・平時における<b>人材確保・育成や実践的な訓練</b>による対応力強化や、全庁的な対応が可能となる体制の整備</li> <li>・有事には<b>県対策本部</b>を中心に国の<b>基本的対処方針</b>に基づき<b>確かな対策</b>を実行</li> </ul>	<p><b>②情報収集・分析 ③サーベイランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの<b>効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施</b></li> <li>・感染症対策の判断に際した、<b>感染症、医療の状況の包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮</b></li> <li>・<b>全県的に収集したデータを分析できる体制を、関係機関等と検討</b></li> </ul>	<p><b>④情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の<b>錯綜、偏見・差別等や、偽・誤情報</b>に関する啓発</li> <li>・感染症対策を効果的に行うため、<b>可能な限り双方向のコミュニケーション</b>を行い、<b>リスク情報とその見方の共有等</b>を行い、<b>県民等が適切に判断・行動</b></li> <li>・平時から、<b>感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等</b></li> </ul>
<p><b>⑤水際対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、国内への<b>新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大</b>をできるだけ遅らせるため、<b>検疫措置の強化や入国制限等の水際対策</b>を実施</li> <li>・国が行う水際対策への協力として<b>居宅等待機者等に対する健康監視の実施</b></li> </ul>	<p><b>⑥まん延防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制を拡充しつつ、<b>感染拡大のスピードやピークを抑制</b></li> <li>・医療ひっ迫時には<b>まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施</b></li> <li>・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて<b>対策の縮小・中止を機動的に実施</b></li> <li>・施設等でのクラスター発生を抑制するための<b>感染症対策に係る専門家を派遣する制度を整備</b></li> </ul>	<p><b>⑦ワクチン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から、医療従事者や接種場所、接種に必要な資材等の確保など、<b>接種体制の構築</b>を検討</li> <li>・効率的な接種の観点から、<b>広域的な接種の実施体制の構築</b>を検討</li> <li>・県民が適切に判断し行動できるよう、<b>最新の科学的知見に基づいた有効性及び安全性等の情報提供・共有等によるリスコミの推進</b></li> </ul>
<p><b>⑧医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から、<b>医療機関と医療措置協定を締結することを通じて</b>、感染症医療を提供できる体制を整備</li> <li>・<b>通常医療との両立を念頭に置きつつ</b>、病原性や感染性等にに応じて変化する状況に<b>柔軟かつ機動的に対応</b></li> <li>・自宅・宿泊療養者・高齢者施設等での療養者への対応</li> <li>・特に配慮が必要な<b>透析、小児・周産期、精神科等の患者への医療提供体制の確保</b></li> </ul>	<p><b>⑨治療薬・治療法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が主導する研究開発への<b>感染症診療を行う医療機関等を通じた協力</b></li> <li>・有事に治療薬の確保・供給、治療法の<b>医療機関等への情報共有</b></li> <li>・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の<b>医療機関等への提供</b></li> </ul>	<p><b>⑩検査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な者に適時の検査を実施することで、<b>患者の早期発見、流行状況の的確な把握等</b>を行い、適切な医療提供や、対策の<b>的確な実施・機動的に切替</b></li> <li>・平時には<b>機器や資材の確保、発生直後より早期の検査体制の立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更</b></li> </ul>
<p><b>⑪保健</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事において<b>地域の実情に応じた効果的な対策を実施</b>して、県民の生命と健康を保護</li> <li>・保健所や県環境保健センター等において、<b>検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察等</b>を実施</li> <li>・平時から、<b>有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化、民間人材の活用</b>の準備を実施</li> </ul>	<p><b>⑫物資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等*が不足する場合、<b>医療、検査等の実施等が滞る可能性</b></li> <li>・平時の備蓄により、<b>医療機関をはじめとした必要な機関に必要な感染症対策物資等が確保できるよう準備</b></li> </ul> <p>※医薬品、医療機器、個人防護具 等</p>	<p><b>⑬県民生活・県民経済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機時には<b>県民生活及び社会経済活動に大きな影響</b>が及ぶ可能性</li> <li>・指定地方公共機関等は平時に<b>事業継続等のために必要な準備</b>を行い、有事に安定化を図ることが重要</li> <li>・<b>影響緩和のため必要な対策・支援*</b>を実施</li> </ul> <p>※生活関連物資等の安定供給の呼びかけ、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等</p>

# 「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」各対策項目の取組（第3部）

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等における<b>人材の確保・育成や実践的な訓練</b></li> <li><b>関係機関との連携</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事に報告するとともに、対策会議を開催し、県の初動対応方針について協議、決定</li> <li><b>県対策本部の設置</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対応方針に基づく対策の実施</li> <li>地域の実情に応じた対策実施</li> <li>一元的に情報を把握</li> </ul>
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が整備する<b>感染症インテリジェンス体制</b>に協力</li> <li>全県的に収集したデータを分析できる体制を関係機関等と検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の行う包括的なリスク評価を踏まえ、<b>有事体制へ移行準備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の判断に際した、感染症・医療に関する包括的なリスク評価及び<b>県民生活及び県民経済の状況の考慮</b></li> </ul>
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症サーベイランスの体制整備や国による電子カルテと発生届の連携に向けた検討等の<b>DX推進</b></li> <li><b>平時からの感染症サーベイランスの実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>疑似症サーベイランスの開始</b></li> <li>リスク評価等に基づく<b>サーベイランス体制の強化</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>流行状況に応じた適切な感染症サーベイランスへの移行</b></li> </ul>
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症危機対応に関する理解の促進</li> <li><b>リスコミの在り方の整理・体制整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大に備えて、科学的知見等に基づく正確な情報を提供・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等の関心事項等を踏まえつつ、<b>リスク低減のパートナーとして、適切な行動</b>につながるよう促進</li> </ul>
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から<b>検疫所や医療機関との連携を強化</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅等待機者等に対して、<b>健康監視を実施</b></li> <li>出国予定者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期の対応を継続</li> </ul>
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>感染症対応の理解促進</b></li> <li>施設等におけるクラスター発生を抑制するため、<b>感染症対策に係る専門家を派遣する制度を整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>感染拡大防止と県民生活・県民経済のバランスをとるため、変異株や、ワクチン・治療薬の状況を踏まえた対応の柔軟な切替え</b></li> </ul>
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種体制の構築の準備</li> <li>予防接種やワクチンへの理解を深める啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種に必要な体制整備</li> <li><b>広域的な接種の実施体制の構築を検討</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ワクチンの接種を迅速に推進</b></li> <li><b>積極的なリスコミの実施</b></li> </ul>
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制の整備</b>と地域連携の強化を実施</li> <li>人材育成、DX等による感染症への対応能力強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断・治療に関する情報等の周知・共有</li> <li><b>相談・受診から入退院までの流れの早期整備、医療提供体制を確保</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>医療提供体制を確保（段階的に体制を切替）</b></li> <li>状況に応じ、<b>機動的かつ柔軟に対応</b></li> </ul>
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供体制の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な供給が難しい場合、治療薬の公平な配分</li> </ul>
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携による検査体制の構築</li> <li><b>人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>検査体制の早期の整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備</li> <li><b>初動期からの状況変更を踏まえた対応</b></li> </ul>
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の育成や連携体制の構築等により、<b>保健所及び県環境保健センターの体制を整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事体制へ迅速に移行準備</li> <li><b>県内発生を想定した情報発信・共有を開始</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行</li> <li><b>地域の実情も踏まえた体制や対応の見直し</b></li> </ul>
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関における<b>感染症対策物資等の備蓄・配置を推進</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期に引き続き、必要な感染症対策物資確保</li> </ul>
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>有事の情報共有体制等の整備</li> <li>業務継続計画策定等事業継続に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>必要な対策の準備を開始</b></li> <li>事業継続のための感染対策等の準備の周知等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時の準備を基に、<b>県民生活や県民経済の安定を確保</b></li> <li><b>影響緩和のための必要な支援・対策の実施</b></li> </ul>

# 新型インフルエンザ等発生時の主な対応 [イメージ] (第3部)

○国の対応  
●県の対応

(注1) 感染症発生の情報覚知以降の対策の選択肢を時系列に大まかに示すものであり、ウイルスの特性等により各対策は前後しうる  
(注2) ワクチンや治療薬の普及や変異株の流行など状況の変化に伴い、対策の縮小・再強化を行う

初動期

対応期

①実施体制	○厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ○政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ●県対策本部の設置、全庁体制へ移行
②情報収集 ③サーベイランス	●国内外における感染症の発生情報の覚知 ●有事の感染症サーベイランスの開始 ●全数届開始 ●複数のサーベイランスの実施 ●(定点把握でも発生動向が把握できる場合) 定点把握への移行 →原因となるウイルス等の特徴や臨床像の情報の共有
④リスクコミ	●迅速な情報提供・共有 ●双方向コミュニケーションの実施 ●偏見・差別や偽・誤情報への対応
⑤水際対策	○国による対策開始(情報提供等) ●居室等待機者等に対して、健康監視を実施 ○対策強化(入国制限) ○国内発生状況等を踏まえた対策の変更 ○対策継続の要否の判断
⑥まん延防止	●まん延等防止措置、緊急事態措置による感染拡大防止の取組
⑧医療	●感染症指定医療機関による対応 ●流行初期から対応する協定締結医療機関による対応 ●協定締結医療機関による対応 ○治療に関する情報等の随時公表、見直し
⑦ワクチン	○新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 ○パンデミックワクチンの開発 ●接種会場や携わる医療従事者等の確保、接種体制構築 ○承認、接種開始 ●構築した接種体制に基づき接種を実施
⑨治療薬・治療法	○ゲノム情報入手 ○病原体入手 ○臨床研究開始 ○治療薬の開発 ●治療薬・治療法について、医療機関等へ情報提供・共有 ○既存薬の適用拡大 ○新薬の承認、使用開始
⑩検査	○PCR検査手法の確立 ●検査体制の立上げ ○抗原定性検査薬の開発 ●必要に応じた検査体制の拡充 ○承認、普及
⑪保健	●相談対応開始 ●入院勧告・措置、移送、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援 ●積極的疫学調査の開始 ●対象範囲の適切な見直し
⑫物資	●需給状況、備蓄状況の確認 ●必要な感染症対策物資等の確保 ○不足する場合は、生産事業者等への生産、輸入促進の要請、個人防護具の配布
⑬県民生活・県民経済	●事業継続に向けた準備の要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への要請 ●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策

県行動計画のポイント

- 平時から、国、JHS、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関等の関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化
- 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成、人員確保
- **初動期の段階**から必要に応じて全庁体制に移行し、対策を実施
- 必要に応じて感染症法や新型インフル特措法に基づく**総合調整や指示**を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の役割を整理するとともに、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理</li> <li>• <b>研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等</b>を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて<b>関係機関間の連携を強化</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>知事に報告するとともに、対策会議を開催し、初動対応方針を協議、決定</b></li> <li>• 政府対策本部の設置後、直ちに<b>県対策本部を設置</b></li> <li>• <b>全庁体制へ移行</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>中長期の対応も想定し、特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間において、持続可能な体制を整備</b></li> <li>• 各対策の実施状況や、病原体の特性等の変化やワクチンや治療薬の普及等による状況の変化に応じて、<b>柔軟かつ機動的に対策を切替え</b></li> </ul>
<p>①県の体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、指定（地方）公共機関において、<b>行動計画等を見直し、各主体における役割分担や対策の選択肢を整理</b></li> <li>• 有事に強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続のため、業務継続計画の改訂等を推進</li> <li>• <b>全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施</b></li> <li>• 準備期の取組の進捗状況等についてフォローアップを行い、PDCAサイクルにより平時の取組を推進</li> <li>• 情報共有ツールや情報収集分析提供体制の整備等を行い、岡山県感染症対策委員会等の感染症危機管理の<b>専門家と平時から連携を強化</b></li> </ul> <p>②関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時から関係機関間において<b>情報共有や連携体制を確認、実践的な訓練を実施</b></li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 知事に報告するとともに、速やかに関係部局や関係機関と情報共有</li> <li>• 対策会議を開催し、県の初動対応方針について協議・決定</li> </ul> <p>②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府対策本部の設置後、<b>直ちに県対策本部を設置し、国が策定する基本的対処方針に基づき新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備</b></li> <li>• 国が決定した基本的対処方針を受け、対応を開始</li> <li>• <b>全庁体制へ移行</b></li> </ul>	<p>①基本となる実施体制のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的対処方針に基づき、対策を実施</li> <li>• 県及び保健所設置市の保健所（以下「保健所」）や県環境保健センターと共に、地域の感染状況について一元的に情報を把握しつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施</li> <li>• 必要に応じた<b>総合調整・指示と、応援職員等の派遣や代行</b></li> <li>• <b>国からの財政支援や地方債の発行による財源確保</b></li> </ul> <p>②まん延防止等重点措置・緊急事態措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令</li> </ul>

県行動計画のポイント

- ・ 県内の発生状況等を国に報告することにより、国の感染症インテリジェンス体制に協力
- ・ 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価**を行うとともに、**県民生活及び県民経済の状況を把握**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が整備する<b>感染症インテリジェンス体制に協力するとともに、DXを推進</b></li> <li>・ 有事に収集・分析を強化する情報や把握手段の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該感染症の<b>リスク評価体制を確立</b></li> <li>・ 得られた<b>情報や対策を県民等に共有</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の判断に際し、<b>感染症・医療に関する包括的なリスク評価</b>に加え、国が分析する<b>国民生活及び国民経済の状況に関する情報を考慮し、対応</b></li> <li>・ 得られた<b>情報や対策を県民等に共有</b></li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が整備する<b>感染症インテリジェンス体制に協力</b></li> <li>・ 県内外の関係機関や専門家等と<b>人的・組織的ネットワークを形成、維持・向上</b></li> <li>・ 全県的に収集したデータを分析できるよう、関係機関等と検討</li> </ul> <p>②平時に行う情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>感染症発生状況や感染症流行のリスクに関する情報等の収集・分析及びリスク評価</b></li> </ul> <p>③人員の確保・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な背景の専門性を有する感染症専門人材を育成、人員確保、活用及び有事に向けた訓練を実施</li> </ul> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>迅速な情報収集・分析に向けた、情報入力 of 自動化・省力化や情報の一元化・データベース連携等の国の取組へ協力</b></li> </ul> <p>⑤情報漏洩等への対策実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティの強化や事案が発生した場合に対応手順を整理</li> </ul>	<p>①速やかな情報収集・分析体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該<b>感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価体制の確立</b></li> </ul> <p>②情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のリスク評価を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、有事の体制へ移行準備</li> </ul> <p>③リスク評価体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期に構築した体制の下、迅速かつ継続的に情報収集・分析</li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき<b>感染症対策を迅速に判断及び実施</b></li> </ul> <p>⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p>	<p>①実施体制の強化、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が強化する感染症インテリジェンス体制に協力</li> <li>・ 感染症危機の状況の変化等を踏まえた、<b>情報収集・分析の方法や実施体制の検討、見直し</b></li> </ul> <p>②情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>準備期に構築した体制の下、感染症危機の状況等を踏まえた包括的なリスク評価</b></li> <li>・ 国は、対策判断に当たり、<b>国民生活及び国民経済に関する必要な情報を収集、考慮</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国がリスク評価に基づき強化する感染症インテリジェンス体制を活用した情報収集・分析</li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づき、<b>感染症対策を迅速判断・実施</b></li> <li>・ 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え</li> </ul> <p>⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p>

県行動計画のポイント

- 平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、**状況に応じた感染症サーベイランスを実施**
- リスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランス強化、感染症の特徴及び流行状況を踏まえた**感染症サーベイランスの対象、届出対象者の重点化や効率化等の必要性を評価**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>平時からの感染症サーベイランスを実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、<b>当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始</b></li> <li>• リスク評価に基づき<b>感染症サーベイランス体制を強化</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、<b>有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備し、流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施</b></li> <li>• <b>新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行</b></li> </ul>
<p>①実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>国は、感染症サーベイランスの実施体制を整備</b></li> <li>• 速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう準備</li> </ul> <p>②平時から行うサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 急性呼吸器感染症の<b>全国的な流行状況の把握</b></li> <li>• <b>家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握</b>、関係者間での情報共有体制の整備</li> <li>• 訓練を通じた疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の習熟</li> </ul> <p>③人材育成及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>有事に必要となる人員規模を検討した上で研修を実施</b></li> </ul> <p>④DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、電子カルテと発生届の連携を進める等のDXを推進</li> </ul> <p>⑤分析結果の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 分析結果を県民等へ共有</li> </ul>	<p>①有事の体制への移行判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 初期段階のリスク評価に基づく<b>有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行の判断、実施体制を整備</b></li> </ul> <p>②有事の感染症サーベイランスの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期から実施するサーベイランスを継続</li> <li>• 当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始</li> <li>• 感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るための<b>有事の感染症サーベイランスを開始</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、感染症の特徴や病原体の性状の分析、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づく<b>感染症サーベイランスの強化等の必要性を評価</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>初期段階でのリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断・実施</b></li> </ul> <p>⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症発生状況等の得られた<b>情報を県民等へ共有</b></li> </ul>	<p>①実施体制の整備、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスク評価に基づく<b>有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備</b></li> <li>• 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた感染症サーベイランスを実施</li> </ul> <p>②有事の感染症サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>流行状況に応じたサーベイランスを実施</b></li> <li>• 国は、患者数や業務負担も考慮し、全数把握の必要性を評価、定点把握も含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制へ移行</li> </ul> <p>③リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>リスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断・実施</b></li> <li>• <b>流行状況やリスク評価に基づき柔軟かつ機動的に感染症対策を切替え</b></li> </ul> <p>④感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症発生状況等の得られた<b>情報を県民等へ提供・共有</b></li> </ul>

県行動計画のポイント

- ・ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・ 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ県民等が適切に判断・行動ができるよう啓発
- ・ 平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理

準備期	初動期	対応期
<p>感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症危機に対する理解を促進</li> <li>・ <b>リスコミの在り方の整理・体制整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大に備えて、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民等の関心事項等を踏まえつつ、感染症対策に対する県民等の理解を深め、<b>リスク低減のパートナーとして、適切な行動を促進</b></li> </ul>
<p>①発生前における県民等への情報提供・共有</p> <p>i) 感染症専門家等とのネットワークと連携した<b>感染症に関する情報提供・共有</b></p> <p>ii) <b>偏見・差別等</b>に関する啓発</p> <p>iii) <b>偽・誤情報</b>に関する啓発</p> <p>※有用な情報源として認知度・信頼度向上</p> <p>②発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>i) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切に配慮</b>しつつ、情報提供・共有する媒体や方法を整理</li> <li>・ 市町村・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有の在り方の整理</li> <li>・ 国による感染症の発生状況等に関する<b>公表基準等の必要な見直し・明確化</b></li> </ul> <p>ii) <b>双方向のコミュニケーション</b>の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理、体制整備</li> <li>・ コールセンター等設置の準備</li> </ul>	<p>①迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用</li> <li>・ <b>行動変容等に資する啓発・メッセージ</b></li> <li>・ <b>高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮</b>をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有</li> <li>・ 市町村・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有</li> </ul> <p>②双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、都道府県・市町村向けの<b>Q&amp;A等を作成・配布</b></li> <li>・ コールセンターの設置、寄せられた意見等を通じ情報の受取手の反応や関心を把握</li> </ul> <p>③<b>偏見・差別等や偽・誤情報への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏見・差別等は、許されるものではないこと等について、その状況等を踏まえて、適切に情報提供・共有、相談窓口の周知</li> <li>・ 偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、<b>科学的知見等に基づく情報</b>を提供・共有</li> </ul>	<p>左記対応に加えて、下記対応を実施（病原体の性状等が明らかになった状況に応じた対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封じ込めを念頭に対応する時期             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状について<b>限られた知見しか把握できていない場合は、その旨を含め、丁寧に説明</b></li> </ul> </li> <li>・ 病原体の性状等に応じて対応する時期             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に基づく対策の説明                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 感染拡大防止措置等が見直される場合、<b>従前からの変更点や変更理由を含め、分かりやすく説明</b></li> </ul> </li> <li>➢ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明                     <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ <b>特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</b>を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ <b>平時への移行に伴い留意すべき点</b>（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、<b>丁寧に情報提供・共有</b></li> <li>⇒ <b>可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</b>を実施</li> </ul> </li> </ul>

県行動計画のポイント

- 国は、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機管理への対策に対応する準備のための時間を確保
- 国は、水際対策の決定に当たっては、病原体の特徴等の状況を踏まえ、対策の有効性や対策が国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容を検討し、実施。また、状況の進展に応じて必要性の低下した対策については、縮小・中止する等見直し
- 県及び保健所設置市は、検疫所から通知があったときは、保健所において居宅等待機者等に対する健康監視を実施

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から、水際対策に係る体制整備や研修、訓練を実施</li> <li>• 検疫所との連携を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、迅速に水際対策の内容を検討・実施</li> <li>• 検疫所と連携して、居宅等待機者等に対して健康監視を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 状況の変化を踏まえ、初動期の対策を継続</li> </ul>
<p>①水際対策の実施に関する体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、医療機関、宿泊施設や搬送機関との協定を締結</li> <li>• 国は、検査の実施体制を整備し、県環境保健センターは、必要に応じ協力</li> <li>• 国は、県及び保健所設置市への情報共有等を円滑に行うためのシステムを整備し、随時更新</li> </ul> <p>②検疫所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時から<b>検疫所との連携を強化</b></li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生期初期の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 出国予定者に注意喚起</li> </ul> <p>②密入国者対策</p> <p>③検疫所等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査体制を速やかに整備</li> <li>• 検疫所と連携しながら、<b>居宅等待機者等に対して健康監視</b>を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 状況の変化を踏まえ、初動期の対策を継続</li> </ul>

県行動計画のポイント

- まん延防止対策を講ずることで、**感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制**
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、対策を柔軟かつ機動的に切替え**

**準備期～初動期**

- （準備期）まん延防止対策の県民・事業者等の理解の増進を図る
- （初動期）まん延防止対策の実施に向けた準備を推進

**対応期**

- 感染拡大のスピードやピークを抑制することで、**医療のひっ迫を回避し、県民の生命や健康を保護**
- 緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響とを総合的に勘案し、**柔軟かつ機動的に対策を切替えていくこと**で、**県民生活及び社会経済活動への影響の軽減**

**準備期**

- ①対策実施時に考慮する指標・データの検討
- 国は、指標やデータの内容や取得方法、取得時期を整理
- ②有事の対策強化に向けた県民や事業者の理解促進
- 県民一人一人の感染対策への協力の重要性
- 基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応
- まん延防止措置として実施する対策の意義
- ③感染症専門家等とのネットワークと連携し、クラスター発生を抑制するための感染症対策に係る専門家を派遣する制度を整備

- ①まん延防止対策として実施する措置の選択肢
  - 患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置や外出自粛要請等）や病原体の性質に応じた対策
  - 県民：基本的な感染対策の勧奨、感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛※1、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛※2等
  - 事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更※1、施設の使用制限※2、休業等の要請※2等
  - 準備期に整備した専門家派遣体制等を活用し、ハイリスク者が集まる施設等におけるクラスター発生を抑制
- ②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方
  - 封じ込めを念頭に対応する時期
    - 必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を実施
  - 病原体の性状等に応じて対応する時期
    - リスクに応じて、実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る
    - 医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を行うことを検討
    - こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討
  - ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期 ～ 特措法によらない基本的感染症対策への移行期
    - 感染拡大に伴うリスクが低下した場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討

**初動期**

- ①県内でのまん延防止対策実施の準備
  - 感染症法に基づく対応準備
    - 患者：入院勧告・措置
    - 濃厚接触者：外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導
  - 市町村や指定（地方）公共機関に対し、業務継続計画（BCP）等に基づく対応準備を要請

- ③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の検討
  - 地域の感染状況等に基づきリスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施を国に要請
    - 封じ込めを念頭に対応する時期 ⇒ 必要に応じて、まん延防止措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を実施
    - 病原体の特性に応じて対応する時期 ⇒ 科学的知見や社会経済活動に関する状況等を踏まえ、措置の対象を限定し措置を講ずる
    - ワクチン・治療薬により対応力が向上する時期 ⇒ 対策の長期化による県民生活・社会生活活動への影響をより重視する

県行動計画のポイント

- 平時から接種の具体的な実施方法の検討等の準備を着実に進め、有事において**円滑な接種を実施**
- ワクチンに関し、**科学的根拠に基づく正しい情報の提供**を通じ、県民の理解を促進

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>接種体制の構築に必要な準備を推進</b></li> <li>• 予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ワクチンの接種に必要な体制について、関係機関と連携し整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、ワクチンの接種を迅速に実施</li> <li>• 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連するリスクを実施</li> </ul>
<p>①接種体制の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が整理する<b>接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等に基づき、必要な準備を推進</b></li> <li>• 特定接種や住民接種の体制を整備</li> </ul> <p>②情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>ワクチンに関する基本的な知識</b>についてホームページ、SNS等を通じて情報提供を行い、<b>県民等の理解を促進</b></li> </ul>	<p>①接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が整理した接種の優先順位の考え方をもとに、<b>接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築</b></li> <li>• 県営接種会場の設置等の要否について検討</li> <li>• <b>広域的な接種の実施体制の検討及び調整</b>を行うなど、市町村における円滑な接種に協力</li> </ul>	<p>①接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>構築した接種体制に基づき接種を実施</b></li> <li>• 流行株の変異に留意し、追加接種の必要も含め継続的な接種体制を整備</li> </ul> <p>②副反応疑い報告等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が収集した副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見について、県民等へ適切に情報提供</li> </ul> <p>③情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発、ワクチン接種に関連する情報の提供・共有</b></li> <li>• 県民が正しい情報に基づいて接種の判断が行えるよう、<b>科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応</b></li> </ul>

県行動計画のポイント

- 医療の提供は、**健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠な要素**である。また、健康被害を最小限にとどめることは、**社会経済活動への影響を最小限にとどめる**ことにもつながる
- 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画及び保健医療計画に基づく医療機関との医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備。**有事には、県民の生命及び健康を守るため、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から<b>予防計画及び保健医療計画に基づく体制整備</b>、訓練や研修、岡山県感染症対策委員会等の活用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等から提供される感染症に関する知見の地域への共有</li> <li><b>相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況に応じて関係機関が連携の上、<b>新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応</b></li> <li>一部の地域の医療がひっ迫した場合や、準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合等にも柔軟かつ機動的に対応</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制の整備</b></li> <li>予防計画及び保健医療計画で体制の目標値を設定し、<b>医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結</b></li> <li>②<b>研修や訓練による人材の育成等</b></li> <li>研修や訓練の実施で<b>医療人材や感染症専門人材の育成</b>を推進</li> <li>③<b>施設や設備の充実等による対応能力の強化</b></li> <li><b>医療機関の施設整備及び設備整備の支援</b>と必要に応じたゾーニング等の確認</li> <li><b>臨時の医療施設</b>の設置・運営・医療人材確保等の方法の整理</li> <li>④<b>地域の連携の強化</b></li> <li><b>岡山県感染症対策委員会等を活用</b>し、医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化と有事の対応を整理し確認</li> <li>⑤<b>特に配慮が必要な患者への医療提供</b></li> <li>透析患者、小児、妊産婦等要配慮患者の受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等</b></li> <li>国から提供された感染症発生状況、感染症の特徴、症例定義を含む診断・治療に関する情報等を関係機関へ提供・共有</li> <li>②<b>医療提供体制の確保</b></li> <li><b>患者による相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備）</b></li> <li>医療機関のG-MIS入力を通じた患者の受入状況等の共有</li> <li>県民等に対し<b>相談センターに相談するよう周知</b></li> <li><b>流行初期から対応する協定締結医療機関に対応の準備を要請</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>新型インフルエンザ等に関する基本の対応</b></li> <li>感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、<b>協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請</b></li> <li>民間搬送事業者等と連携し、必要に応じて、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等との間の移動手段を確保</li> <li>医療機関はG-MIS等により、<b>確保病床数・稼働状況、外来ひっ迫状況等及び感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況等を報告</b></li> <li>医療機関への受診方法等について県民等に周知</li> <li>②<b>時期に応じた医療提供体制の構築</b></li> <li>流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定）は、感染症指定医療機関が対応するとともに、<b>流行初期から対応する協定締結医療機関も病床確保又は発熱外来を実施</b></li> <li>相談センターの強化や入院調整（必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使）及び移送を実行</li> <li>流行初期以降は、地域の感染状況等に応じ、<b>対応する協定締結医療機関を拡大</b></li> <li>病床使用率が高くなってきた場合には、<b>自宅等での療養</b>の体制を強化</li> <li>症状が回復した者について、<b>後方支援</b>を行う協定締結医療機関への転院を実施。必要に応じて、<b>医療人材の派遣</b>を行う協定締結医療機関に対して、医療人材の派遣を要請</li> <li>特定のグループが重症化しやすい場合は、高リスク者に重点的な医療提供体制を確保</li> <li>③<b>予防計画及び保健医療計画における事前の想定と大きく異なる場合</b></li> <li>通常医療との両立を踏まえながら、協定内容の機動的な変更等を実施</li> <li>④<b>予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合</b></li> <li>必要に応じ、広域の医療人材派遣や患者の搬送等の調整、臨時の医療施設の設置、まん延防止の措置、重症度や緊急度に応じた医療提供等を実施</li> </ul>

県行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに有効な治療薬の確保及び治療法を確立し、普及させることが重要
- 平時から治療薬・治療法の活用に向け、**医療機関等と情報共有体制を構築、抗インフル薬等の備蓄**、有事における危機対応能力の強化

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 治療薬・治療法の研究開発へ協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行い、治療法の確立、普及を目指した対応を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、有効な治療薬を開発し、承認及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に普及</li> </ul>
<p>①情報収集・分析体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向等の情報収集・分析体制を整備、有事における情報共有体制を構築</li> </ul> <p>②治療薬・治療法の研究開発への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力</li> </ul> <p>③治療薬・治療法の活用に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療機関への診断・治療に資する情報提供体制を整備</li> <li>• <b>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></li> </ul>	<p>①治療薬・治療法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が示す診断に資する情報等を医療機関等へ情報提供</li> <li>• 医療機関等に対し、治療薬を適切に使用するよう要請、過剰な買い込みをしないこと等指導</li> <li>• 国は、対症療法薬の生産体制の強化を支援、適正な流通を指導</li> </ul> <p>②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄把握、予防投与</p>	<p>①国内外の研究開発動向の情報収集・分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、既存の治療薬の有効性を含め、情報収集・分析を行い、都道府県・医療機関に情報共有</li> </ul> <p>②治療薬の確保等に係る調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、開発された治療薬の緊急承認・特例承認を速やかに検討</li> </ul> <p>③対症療法薬の確保</p> <p>④治療薬・治療法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、需要・供給を踏まえ、治療薬の確保・流通体制の見直し</li> </ul> <p>⑤中長期予後の把握と合併症に対する治療法の研究</p> <p>⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 備蓄・流通状況に応じ、配分調整・予防投与の見直し</li> </ul>

県行動計画のポイント

- 検査の目的は、**患者等を診断し早期に治療につなげる**こと、**流行実態の把握**、患者等からの**感染拡大防止**であり、その適切な実施は、まん延防止のための適切な対策の検討・実施、**機動的な切替えのための重要な要素**
- 必要な人が必要なときに迅速に検査にアクセスできることは、感染症発生後一定程度の時間が経過した段階において、まん延防止と社会経済活動の両立にも寄与する
- **平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立ち上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた**検査実施の方針の柔軟に変更**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• JIHSや医療機関等との連携により、迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、<b>検査体制を整備</b></li> <li>• 検査体制を整備するために必要な<b>人材の育成</b>を進めるとともに、整備した検査体制について<b>訓練等で実効性を定期的に確認</b>し、適切に予防計画に基づく<b>検査体制の見直し</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等の発生情報段階から<b>検査体制を早期に整備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国や地域ごとの感染症の発生状況や発生動向の推移、病原体の特徴や性状に加え、診断等に資する検体採取部位や時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう<b>検査体制を整備</b></li> <li>• <b>初動期からの状況変更を踏まえ対応</b></li> </ul>
<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持</li> <li>• 県環境保健センターは、<b>JIHSとの連携を強化</b>、民間検査機関等と一体となった検査体制の強化を支援</li> <li>• <b>検査物資の備蓄・確保</b>に向け準備</li> <li>• 予防計画に基づき、<b>検査実施能力の確保状況の情報を把握</b></li> </ul> <p>②訓練等による検査体制の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査関係機関等が参加する<b>訓練等を実施</b></li> <li>• 訓練等を活用し、<b>県環境保健センターの検査体制を維持</b></li> </ul>	<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画に基づき、<b>検査実施能力の確保状況の情報を確認</b></li> </ul> <p>②国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査試薬及び検査マニュアルを速やかに県環境保健センター等へ配布</li> </ul> <p>③研究開発企業等による検査診断技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じ、臨床研究の実施に積極的に協力</li> <li>• <b>速やかに医療機関等へ情報提供</b></li> </ul> <p>④リスク評価に基づく検査実施の方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、病原体の特徴や流行状況等に基づき、<b>リスク評価を実施、検査実施の方針を決定、段階的に見直し</b></li> <li>• 国が実施したリスク評価に基づき、検査実施の目的や方針等に関する情報を県民へ提供・共有</li> </ul>	<p>①検査体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画に基づき、<b>検査実施能力の確保状況の情報を確認</b></li> </ul> <p>②研究開発企業等による検査診断技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 薬事承認を取得した迅速検査キットや抗体検査等の診断薬・検査機器等についての情報を<b>医療機関等へ速やかに情報提供</b></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、病原体の特徴や流行状況等に基づき、<b>リスク評価を実施、検査実施の方針を決定、段階的に見直し</b></li> <li>• 国が実施したリスク評価に基づき、検査実施の目的や方針等に関する情報を県民へ提供・共有</li> </ul>

県行動計画のポイント

- ・ 県民の生命及び健康を保護するため、**地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施**
- ・ 感染症危機時の中核となる存在である**保健所及び県環境保健センター**において、**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施**
- ・ 感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、**平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を実施**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所及び県環境保健センターの体制を整備</b></li> <li>・ 本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体における役割分担を明確化、相互に密接に連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>迅速に有事体制への移行準備</b></li> <li>・ 地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減させるため、リスクコミュニケーションを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>有事体制に移行するとともに、保健所及び県環境保健センターが各々の役割を果たし、地域の関係機関が連携して対応</b></li> <li>・ 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ<b>地域の実情に応じた柔軟な対応を実施</b></li> </ul>
<p>①人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築</li> </ul> <p>②BCPを含む体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数を毎年度確認</li> <li>・ <b>保健所及び県環境保健センターの業務に関するBCPを策定</b></li> </ul> <p>③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所において感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修・訓練を実施</li> <li>・ <b>感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施</b></li> <li>・ <b>岡山県感染症対策委員会等を活用し、消防機関等関係機関や医師会等との連携体制を構築、強化</b></li> <li>・ <b>必要に応じて総合調整権限を行使し、医療提供体制の確保について関係機関と確認</b></li> </ul> <p>④保健所及び県環境保健センターの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所及び県環境保健センターは、<b>健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築、交替要員を含めた人員体制を整備</b></li> <li>・ 県環境保健センター及び検査等措置協定締結機関等における検査体制の維持</li> <li>・ 感染症サーベイランスシステムを活用した各種感染症の流行状況の把握</li> </ul> <p>⑤地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等と適切に情報共有できるよう平時から配慮</li> </ul>	<p>①有事体制への移行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣の公表に備え、<b>保健所等の有事体制への移行準備状況の確認</b>に加え、<b>患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施</b></li> </ul> <p>②県民等への情報提供・共有の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに相談センターを整備</li> <li>・ 有症状者等が必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知</li> <li>・ 県民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを開始</li> </ul> <p>③公表前に管内で感染が確認された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を要請</li> </ul>	<p>①有事体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症有事体制へ移行し、体制の拡充及び感染症対応業務を実施</li> <li>・ <b>業務の一元化等を通じて保健所設置市等を支援するとともに、必要に応じて総合調整・指示権限を行使</b></li> <li>・ 県民の理解の増進のために市町村へ情報を共有</li> </ul> <p>②主な対応業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施</b></li> </ul> <p>③感染状況に応じた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行初期（公表後おおむね1か月まで） ： <b>有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充</b>に加え、職員の応援要請やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進</li> <li>・ 流行初期以降（公表後おおむね1か月以降） ： <b>業務負荷も踏まえて、体制や対応の見直しを適宜実施</b></li> <li>・ 特措法によらない基本的な感染対策への移行期においては、地域の実情も踏まえ、保健所及び県環境保健センターの体制を縮小するとともに、県民等に対する情報提供・共有を実施</li> </ul>

県行動計画のポイント

- ・ 感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要
- ・ 平時から、**感染症対策物資等の備蓄を行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保**

準備期

初動期～対応期

- ・ 関係機関における**感染症対策物資等の備蓄を推進**

- ・ **準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認**

①感染症対策物資等の備蓄の推進

- ・ **県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれの計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に必要な感染症対策物資等を備蓄・配置し、確認**
- ・ 協定締結医療機関における、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の備蓄を推進
- ・ 協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請
- ・ 国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具を備蓄

①感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

- ・ **システム等を利用して、協定締結医療機関における個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認**
  - ・ 国は、医療機関等に対し、必要な感染症対策物資等を安定的に確保するよう要請
- ②備蓄物資等の供給に関する相互協力
- ・ 国、県、市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄物資及び資材を融通するなど、相互に協力

（注）感染症対策物資等とは、医薬品、医療機器、個人防護具等を指す

県行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等発生時には、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- そのため、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを勧奨
- 指定（地方）公共機関は業務計画の策定等、**事業継続のための準備**
- 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は、自ら事業継続や感染防止に努め、県は、**県民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を実施**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事に<b>県民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備等</b></li> <li>• 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等事業継続に向けた準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内での新型インフルエンザ等発生に備え、<b>必要な対策の準備を開始</b></li> <li>• 事業継続のための感染対策の準備、法令等の弾力的な運用の周知等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時の準備を基に、<b>県民生活や社会経済活動の安定を確保</b></li> <li>• <b>生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施</b></li> </ul>
<p>①<b>情報共有体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、国民生活及び社会経済活動に関する情報収集のための体制を整備</li> <li>• 関係機関が連携するための情報共有体制を整備</li> </ul> <p>②<b>支援実施に係る仕組みの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政手続、交付金の交付・給付について、DXを推進</li> </ul> <p>③<b>法令等の弾力的な運用に関する準備</b></p> <p>④<b>新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は事業者に対し、有事に備えた準備を勧奨</li> <li>• 指定地方公共機関に業務計画の策定等必要な準備を要請</li> </ul> <p>⑤<b>緊急物資運送等の体制整備</b></p> <p>⑥<b>物資及び資材の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症対策物資等のほか、食料品や生活必需品等を備蓄</li> <li>• 事業者や県民に衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨</li> </ul> <p>⑦<b>生活支援を要する者への支援の準備</b></p> <p>⑧<b>火葬能力等の把握や火葬体制の整備</b></p>	<p>①<b>事業継続に向けた準備の要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じて事業者に対し、事業継続のための感染対策の準備を要請</li> <li>• 指定（地方）公共機関等は国及び県と連携し、事業継続に向けた準備</li> </ul> <p>②<b>生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動をとるよう呼び掛け</li> <li>• 事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請</li> </ul> <p>③<b>法令等の弾力的な運用</b></p> <p>④<b>遺体の火葬・安置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>県民生活の安定の確保を対象としたもの</b></p> <p>①<b>生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼びかけ</b></p> <p>②<b>心身への影響に関する施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県民の心身への影響を考慮し必要な施策を実施</li> </ul> <p>③<b>生活支援を要する者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村に対し、必要に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に生活支援等を行うよう要請</li> </ul> <p>④<b>教育及び学びの継続に関する支援</b></p> <p>⑤サービス水準の低下に係る県民への周知</p> <p>⑥犯罪の予防・取締り</p> <p>⑦物資の売渡しの要請</p> <p>⑧生活関連物資等の価格の安定</p> <p>⑨埋葬・火葬の特例</p> <p>⑩<b>新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政上の権利利益に係る満了日の延長や期限内に履行されなかった義務に係る免責等の措置</li> </ul>
<p>①<b>事業継続に関する事業者への要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、事業者に対し事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請</li> <li>• 指定（地方）公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始</li> </ul>	<p>②<b>事業者に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 影響を受けた事業者への支援を、公平性にも留意し、実施</li> </ul> <p>③<b>県、市町村及び指定（地方）公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水、電気、ガス等安定的な供給の確保や緊急物資の運送等</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>社会経済活動の安定の確保を対象としたもの</b></p> <p>①<b>事業継続に関する事業者への要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、事業者に対し事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請</li> <li>• 指定（地方）公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始</li> </ul>
<p>⑤<b>県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的に記載した各支援策に加えて、その他の生じた影響について必要に応じ、支援実施</li> </ul>	<p>①法令等の弾力的な運用</p> <p>②金銭債務の支払い猶予</p> <p>③<b>新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</b></p> <p>④<b>雇用への影響に関する支援</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象としたもの</b></p> <p>⑤<b>県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的に記載した各支援策に加えて、その他の生じた影響について必要に応じ、支援実施</li> </ul>